

(株)西村組2級優良事業者に認定 !!

～船員労働災害防止優良事業者（1級及び2級）認定について～

船員の労働災害については、昭和43年度を初年度とする第1次船員災害防止基本計画の実施以降、発生件数、発生率ともに大幅に減少してきたところですが、陸上の労働災害と比較すると依然として高い発生率となっています。

このような状況を踏まえ、毎年9月に船員労働安全衛生月間を実施するなど、船員災害防止対策の推進を図っているところですが、取り組みの一環として、平成18年に「船員労働災害防止優良事業認定制度」を創設し、過去一定期間（1級5年、2級3年）継続して法令違反がなく、災害・疾病件数が一定以下である事業者を対象に、船員災害防止優良事業者の認定を行っています。

平成23年8月19日に船員災害防止モデル事業検討委員会が開催され、湧別町の株式会社西村組が船員労働災害防止優良事業者（2級）の新規事業者に決定し、去る9月1日船員労働安全衛生月間初日に同社本社において認定書を交付しました。

全国ではこのほかに1級事業者10社、2級事業者9社が新規認定され、現在、1級54社（外航2社、旅客船15社、内航24社、その他13社）、2級68社（旅客船14社、内航34社、その他20社）が認定されています。

なお、優良事業者に認定されると、国土交通省や船員災害防止協会等のホームページで公表されるほか、事務所・船舶へのステッカーの掲示や、求人票への優良事業者認定の記載等によりPRすることが出来ます。

